

年 月 日

アジア太平洋経済協力（APEC）ビジネス・トラベル・カード  
手数料納付書

印紙

印紙

外務大臣 殿

印紙

印紙

納付金額 \_\_\_\_\_ 円

アジア太平洋経済協力の枠組みにおいて運用されている貿易等にする事業に従事する者の商用渡航のための証明カード（A B T C）に関する省令に定める申請（第4条/第9条/第10条/第11条）について、省令第15条及び同省令に関する告示第4条の規定により、同カード交付手数料として納付します。

納付者自署 \_\_\_\_\_

注) 印紙は貼付せずに、ご同封ください。

納付金額、納付者自署を忘れずにご記入願います。